

平成25年12月
中札内村議会定例会会議録

平成25年12月5日（木曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 教育委員長 杉江茂君
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長	中道真也君		
課長補佐			

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 大和田貢一君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 片山勇一郎君 書記 林真悠君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		行政執行状況報告
日程第6	請願第8号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める請願
日程第7	請願第9号	2014年度地方財政の確立を求める請願
日程第8	請願第10号	平成26年度畜産物価格決定等に関する請願書
日程第9	陳情第1号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
日程第10	報告第5号	平成24年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第11	議案第58号	中札内村の基本構想について
日程第12	議案第67号	中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について
日程第13	議案第68号	議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第69号	中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第70号	中札内村スクールバス管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第71号	中札内村公民館条例の全部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第72号	中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第73号	平成25年度中札内村一般会計補正予算について
日程第19	議案第74号	平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第20	議案第75号	平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第21	議案第76号	平成25年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第22	議案第77号	平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第23	議案第78号	平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年12月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番知本議員と4番笠松議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋議会運営委員会委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成25年11月28日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、12月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

1、会期について。

12月5日、木曜日から、12月13日、金曜日までの9日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、行政執行状況報告。

ハ、請願第8号、請願第9号は所管の総務常任委員会へ、請願第10号及び陳情第1号は、所管の産業常任委員会へ付託されたい。

ニ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。

ホ、一般質問は、12月13日、金曜日に予定されたい。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの9日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手もとに配付しましたので、ご了承をお願いいたします。

続いて、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会所掌事務調査について、北嶋議会運営委員会委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） 議会運営委員会所掌事務調査報告書。

議会運営委員会は、次のとおり所掌事務調査を実施したので報告いたします。
記。

1、調査期日。

11月26日、火曜日。

2、調査場所。

鹿追町。

3、調査目的。

①議会インターネット中継。

②議会基本条例。

4、調査参加者。

議会運営委員4名、議員3名、議会事務局2名、計9名。

5、調査の結果。

議会運営委員会の継続検討事項となっている、議会インターネット中継について、安価で配信を行っている鹿追町議会を視察することとして計画を立て、併せて鹿追町議会のご配慮により議会基本条例についても説明をいただくこととして、視察調査することになりました。

6、調査結果。

①議会インターネット中継。

鹿追町の議会インターネット中継は、平成24年2月に議長から第三者委員会に諮問し、同年7月に、議場の公開が、より住民に身近になることにより、議員が意識を持ち、資質と能力の向上、職責の遂行促進に期待ができる。条件が整い次第早期に整備を図られるべきと判断する旨の答申が出されました。

同年7月の臨時議会で補正予算を議決し、帯広市内の業者と契約締結、契約額は76万

3, 350円とし、整備を進めました。

機器の整備は、議場に既存のカメラ2台が設置されていたため、パソコン一式とカメラとパソコンを接続する機器のみでした。

インターネット中継は、同年9月から試験運用が開始されており、視聴の状況は、一議会あたり10から20件で、年間2百数十件とのことでした。

運用上の課題としては、画面が小さく見づらい、アクセス数も年々下がっているとのことでしたが、インターネット中継はあくまでも住民に議会の情報を伝える一手段として考えており、インターネット中継を重視しているわけではないとの説明がありました。

本議会でのインターネット中継については、実施する方向で検討していくこととしており、費用面及び機器操作の課題等を整理しながら、さらに検討していくことが必要と考えます。

②議会基本条例。

鹿追町の議会基本条例は、まちづくり基本条例の議会の部分を、より具現化・具体化するものとして平成23年5月に施行され、1議会の最高規範、2まちなか会議の開催、3政務調査費の交付と第三者審議会の開催、4反問権と反論権の四つのポイントにより、開かれた議会、親しみ分かりやすい議会をめざしているものです。

特に、まちなか会議は町内2カ所で同時開催し、議員がふた手に分れて、司会や記録などそれぞれ任務分担をして推進しているとのことであり、1人でも参加者がいれば開催するといった精神で行っているとのことで、議会が見えない、議会としての存在感がないといった部分を補うものとして、広報・広聴活動が重要であるとのアドバイスもいただきました。

また、公募で選ばれた第三者審議会からは、ホームページやインターネット中継についての提言をいただいているとのことで、住民の意見を聞くための有効な手段であると感じました。

本村には、まちづくり基本条例があり、その中には議会の役割と責務・議員の責務が謳われていることから、鹿追町の議会基本条例なども参考に、まちづくり基本条例を見直しながら、議会運営を進めていくべきと考えます。

○議長（高橋和雄君） 次に、総務産業常任委員会合同村内所管事務調査について、中井産業常任委員会委員長、お願いいたします。

（中井康雄産業常任委員会委員長登壇）

○産業常任委員会委員長（中井康雄君） 総務・産業常任委員会合同村内所管事務調査報告書。

総務常任委員会と産業常任委員会は、合同により、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記。

1、調査期間。

平成25年10月28日、月曜日。

2、調査場所。

ア、ペンケチャップ橋及び上流地域。

イ、中札内公民館。

ウ、中札内橋取り付け道路。

エ、中札内きらきら保育園。

オ、常盤・新生ソーラー発電所。

3、調査参加者。

総務・産業常任委員会委員 8 人、事務局 2 人。

説明員、総務課・教育委員会・施設課・福祉課職員。

4、調査目的と調査結果。

ア、ペンケチャップ橋及び上流地域。

道路管理担当者より、ピョウタンゲート付近の落石・雪崩対策についての説明を受けたあと、昨年雪崩により被災を受けたペンケチャップ橋の復旧状況について調査を行いました。

上部復旧工事は 10 月上旬に完成し、ダムゲートからの通行止めは解除されていましたが、今後も同様な雪崩が予測されることから、その対策について万全を期す必要があると考えられます。

また、幌尻覆道ゲート付近で落石があったことから、ヒュッテゲートで通行止めとなっていました。

最低限従来まで通行可能だった幌尻覆道ゲートまでの通行止め解除と併せて、早期に滝見第一ゲートまで通行できるよう関係機関に求めていくべきと考えます。

全体的に道路の維持、補修予算は年々減額されているとの担当者の説明がありましたが、予算確保に向けて関係機関に対し要請活動を強める必要があると考えます。

ダム下流左岸道路は落石の危険があるとのことで、以前からひょうたん沢公園で通行止めとなっていますが、ダム堤体見学及び左岸側からピョウタンの滝に至る周遊ルートであることから、早期に通行止めを解除されるよう、開発局に強く要請していくことを望みます。

また、ひょうたん沢公園は景勝地であるにもかかわらず、あまり住民周知がされていないことから、利用も少ない実態にあります。特に秋は見事な紅葉が観賞できることから、時期を見て住民に PR することも必要と考えられます。

イ、中札内公民館。

教育委員会、施設課、それぞれの担当者より説明を受けながら施設内部を見せていただきましたが、全体的に明るく、バリアフリー化もなされ、大変利用しやすくなったと思いますが、3 階展望台の活用を今後考えていく必要があると考えられます。

また、多くの方に利用していただけるよう、施設の特色を PR していくことを望みます。

ウ、中札内橋取り付け道路。

取り付け道路入口の案内板が非常にわかりにくく、何らかの改良が必要と考えられます。

また、道々へ出るための安全確認ミラーが小さくて見づらく、道路左側に寄らなければ良く見えない等、安全に対する配慮が足りないと感じられ、関係機関に要請する必要があると考えます。

エ、中札内きらきら保育園。

子ども達にとって大変すばらしい保育園が出来たと思います。

今後は、職員・保護者の方々の協力で、子ども達が明るく元気で生活できる、きらきら保育園を創り上げて欲しいと思います。

オ、常盤・新生ソーラー発電所。

常盤メガソーラー発電所については、事業所職員の方より説明を受けました。

運転開始後、概ね計画値を上回る発電量となっており、中札内村の良好な日射条件に恵

まれ、計画値に対して１１５パーセントの発電実績を達成しているとのことでした。

両ソーラー発電所については、良い結果が出ることを期待します。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第５ 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第５、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、田村村長、登壇願います。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、９月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、全職員を対象にした職員研修は、１１月１１日にメンタルヘルス研修を実施しております。

ヴィレッジときわ野第３次分譲地は現在調査設計業務を行っているところですが、９月にとときわ野区への説明会と意見交換会を行い、公園や道路等についてご意見をいただき、設計に反映させております。

土地の寄附をいただいた大島昭彦氏に１１月３日、絵画の寄附をいただいた吉崎道治氏に１１月２１日、それぞれ感謝状の贈呈を行っております。

消費税率が８パーセントに改正されることに伴い、使用料等の検討を行っていますが、改正される平成２６年４月に向けては、牧場使用料及び賄材料費相当分を負担いただいている学校給食費負担金については改定を予定しています。

水道及び下水道使用料については、平成２７年度に見直しを予定していることから、これに合わせて検討することとし、公共施設使用料については、少額の単価の施設が多いため、１時間当たり最も高い２００円の使用料ではアップ額が１０円未満となることなどから、今回は改定を見送る考えであります。

次に、企画財政グループについてですが、平成２６年度の予算編成方針であります、職員への説明会を１１月１日に開催し、編成方針の基本的な考え方を示したところであります。

まず、平成２６年度の財政見通しについてですが、概算要求における普通交付税額は、出口ベースで今年度当初比１．８パーセント減の１６．８兆円の要求となり、一般財源総額は、実質的に今年度と同水準としていますが、自治体への財源配分に当たっては、行政改革への取り組み状況などを勘案し、メリハリを重視した配分を行うといった検討が行われていることなど、今後、国の予算編成過程の中で調整が予想され、引き続き国の動向を注視していく必要があります。

現在、平成２６年度からスタートする第６期まちづくり計画の策定作業を進めていますが、普通建設事業では、中札内中学校大規模改修工事、中札内水泳プール改築工事、小学校校舎外壁塗装工事などの大型事業が予定されているほか、公営住宅の長寿命化改善工事や道路改修工事などの継続等もあり、地方債の発行による公債費の増加や基金の取り崩し

は避けられない状況であります。

また、少子高齢化に伴う医療費や社会福祉費など扶助費の増も見込まれます。

このようなことから、社会経済情勢の変化も含め、地方財政計画など状況に応じた適切な対応が図れるよう、財政基盤の確立、強化に向け、危機感をもって予算編成に取り組んでまいります。

政策の基本理念である、住んでみたい、住んでよかった、ずっと住みつづけたい村づくりを実現するため、これまで行ってきた政策のうち村民に評価をいただいている政策については、事業の継続、拡充を行っていくとともに、施策、事務事業の重点化と選択化に取り組みながら、創意工夫により、政策、施策、事務事業の効率かつ効果的な事業展開を行い、ワンランクアップの村づくりを推進する考えであります。

平成18年度に策定した自立推進プランに基づき、平成19年度から新規まちづくり予算により毎年度5,000万円以上の予算を確保して各事業を実施しておりますが、特に重点施策としている子育て支援と定住促進対策では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと住宅取得に対する奨励金、民間賃貸住宅家賃助成などにより、4,100人前後の人口を維持しております。

新たなまちづくり計画策定の節目として、新規まちづくり予算による事業と自律推進プランの計画期間経過後の各事務事業の検証結果について、後日公表する予定であります。

政策評価ですが、総合行政推進委員会財政部会により9月30日から10月24日まで3回の会議で、全128事業中、本年度は特に課題や動きのある32事業について評価していただきました。

評価結果は、拡大2事業、継続112事業、改善・見直し12事業、統合1事業、休止・廃止1事業となっております。

景観まちづくり委員会ですが、アドバイザーの助言をいただきながら、11月までに5回の会議及び屋外広告物の現地調査を行い、現状認識と課題の洗い出し、美しい景観づくりのために必要な取組など活発な論議を行っています。

川越市との交流事業ですが、10月26日、27日に開催を予定していました川越市産業博覧会は、参加の準備を進めていましたが台風の接近により中止となりました。

道道静内中札内線についてですが、雪崩により被災したペンケチャップ橋の橋桁の架け替え工事は、10月1日に完了し、7日から通行が可能になりました。

十勝圏における消防広域化ですが、11月6日の市町村長会議で、十勝圏広域消防運営計画の素案を確認し、各市町村の議会説明の後、パブリックコメントを実施し、年度内の成案を目指しております。

また、消防救急デジタル化整備事業は機器の選定、実施設計を終え、財源確保のための起債計画書を提出し、年度内に繰越明許による26年度施工分の入札、契約を行う予定であります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、中札内村立診療所改修工事は、10月に着工し12月の完成に向けて現在工事が進められております。

有害鳥獣駆除関係では、10月末現在の捕獲、駆除状況ですが、エゾシカについては、駆除期間を昨年と同様約1カ月延長し、対前年279頭増の447頭を駆除しております。

そのほか、ヒグマ3頭、キツネ98頭、カラス933羽、ドバト546羽と、前年より駆除数は大きく増加しており、駆除にあたっていただいた猟友会の皆様のご協力に感謝

申し上げます。

また、11月13日には、有害鳥獣等対策協議会主催により、浦幌町の有害鳥獣駆除専門会社から講師を派遣していただき、住民を対象としたくくりわなの現地講習会を開催しております。

労働対策では、12月2日から冬期の雇用対策事業を実施しており、保安林の枝打ちや支障木処理などの作業に従事していただいているところであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、福祉灯油についてですが、灯油の価格は昨年から高騰の状況が続いており、生活弱者にとって厳しい環境となっています。

このことから、福祉灯油購入費助成実施要項に基づき、約210世帯に1世帯当たり200リットル相当、約2万400円の灯油購入券、金額にして428万4,000円を配布いたしたく、本定例会に補正予算を提出しております。

次に、保健グループについてですが、インフルエンザの流行が予想されることから、幼児から中学校3年生550人、65歳以上の高齢者1,071人に個別に案内を送付し、10月28日より接種を始めていますが、今後さらに周知を図り、より多くの方に接種していただき、発病と重症化の防止に努めてまいります。

国保特定健診は、対がん協会、帯広厚生病院及び中札内村診療所の協力をいただき健診を実施しており、未受診者に対して積極的に受診勧奨を行った結果、昨年より39人増の348人が受診予定となっています。

また、健診後の特定保健指導についても順次、該当者に対して指導を行っています。

次に、保育園についてですが、中札内きらきら保育園は10月7日、村議会議員、保護者、工事関係者、寄附者等の皆さまをお招きして、オープン式を開催し、新保育園での運営を開始しております。

オープン式に先立ち、9月14日、15日に保育園の一般公開を行い、2日間で延べ716人の方が訪れ、保育園に対しての関心の高さが示されております。

なお、工事については、10月31日に外構工事が完成し、全ての工事が完了しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、農産にあっては、春先は低温や日照不足などの影響が危惧されましたが、その後の天候回復で生育の遅れを取り戻していました。

小麦は収穫時期に長雨に見舞われたことにより、品質の低下がみられ、昨年の収量を下回りましたが、豆類、馬鈴しょ、ビートは平年並みの収量を保ち、堅調な出来秋となりました。

畜産にあっては、国際的な飼料価格の高騰に加え、円安の影響を受け、経営への圧迫が危惧されておりますが、生産者のご努力により、生産高は前年より上回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定生産高は、農産が45億5,600万円、畜産が61億300万円、全体で前年より1.5パーセント減少の106億5,900万円の見込みであります。

懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

年内妥結に向けて課題解決に取り組むことが合意されたTPPについては、国民への十分

な情報提供と重要品目の関税維持など、北海道をはじめ関係機関とともに要請活動を行ってきております。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した、粋匠品・食の応援団スタンプラリーは、619人から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

応募された方の内訳は、村内166人、十勝管内223人、道内162人、道外68人と、多くの方に中札内産食材を味わっていただけたものと思っております。

また、9月に中札内保育所児童により豆資料館で栽培していたえだまめの収穫体験を行っております。

大規模草地育成牧場は10月19日に一斉退牧を行い、603頭が冬期舎飼に移行しました。

10月16日の台風26号の降雪による森林被害は、カラムツ、ミズナラ、しらかばを中心に倒木、幹折れ、曲りなどで50ヘクタール以上の被害を受けました。

被害が全村に広がったことから、処理については営農に支障が出ないように、畑に隣接する防風保安林を優先して行っております。

観光関係では、コープさっぽろと協力して企画した、札幌発着日帰りバスツアーを9月に3回行いました。

道の駅、ピョウタンの滝の見学、J A中札内村の枝豆工場と十勝野フロマージュのチーズ工場、岡本農園ではそれぞれ説明と試食を行う内容で、ツアーはいずれも40人の定員を上回る応募があり、札幌圏の消費者が村の農産物や加工品を味わい、収穫の体験も行っております。

札内川園地は前年同様の約2万2,600人の入り込みがあり、11月4日までの営業を終えております。

今年度から始めたレンタサイクル、山のりは143台の貸し出しがあり、札内川ダムあるいは園地内を探索いただきました。

道の駅なかさつないの4月以降の入り込みは、10月末現在64万4,000人で、前年比1万3,000人、2.1パーセントの増加、総売上額は1億8,200万円で、前年同期比900万円、5.2パーセントの増加となっております。

道東道開通による道央圏などからの好調な入り込みと、効果的な情報発信及び指定管理者の商工会とテナント会などによる魅力向上の取組みがリピーターなどを増やし、増加につながったものと思われます。

レンタサイクル、ピーチャリの貸し出しは、利用しやすい情報提供を行った結果、これまでの最多となる207台の利用があり、うち3分の2以上が道外の方の利用となっております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路改修では、元大正、共栄34号道路改良舗装その2工事、橋梁長寿命化事業橋梁補修工事、新生、元更別東1線道路舗装補修工事を完了しております。

また、村道42号道路と隣接する民地の一部を道路用地として取得し、常盤西3線私道との接続工事を完了しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金2件を新たに承認しております。

本年度の除雪対策は、対象路線で、村道延長で158.2キロメートル、歩道延長で20.2キロメートル、駐車場等の公共施設47カ所を予定しております。

11月19日には、共同企業体運営委員会の主催による安全研修会が開催され、独立行政法人土木研究所から講師を招き、除雪作業時の注意事項や安全管理、事故発生原因と対策について研修を行っております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、お願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

はじめに、教育委員活動では、今年度2回目の学校等訪問として、11月28日に中札内きらきら保育園と上札内保育園、上札内小学校を訪問し、新たな保育園の運営や就学前園児の様子との参観と、学校での児童の学習状況や学校経営の取組みについての確認を行っております。

学校教育関係では、10月23日に十勝教育局指導主事や中札内高等養護学校教職員、村外からの多くの教職員の参加を得る中、中札内村学校教育研究大会が開催され、上札内小学校での学習指導案に基づく授業公開と各分科会での活発な意見交換などを行っております。

本村教職員がこれまで取進めてきた教育実践の一端の発信と、参加者からの貴重な意見や指導を受けるなど、教師1人ひとりの資質向上のためのよき研鑽の機会としております。

中札内中学校大規模改修実施設計は、パブリックコメントの実施を経て、年明けの道教委技術審査の受験に向け、作業を取進めております。

学校給食事業では、児童、生徒に、地元で生産されている豊富で、安全、安心な食材に対しての理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月15日に本村の農畜産物を食材として使用した、ふるさと味覚給食を提供しております。

中札内公民館は改修工事を終了し、本定例会に条例改正のご提案をさせていただいておりますが、年明けの1月1日から名称を上札内交流館に変更し、リニューアルオープンいたします。

社会教育事業では、共育の日事業の取組みとして、9月1日に行われた、子ども会夏期野外レクリエーションに共育の日事業実行委員会委員とポロシリ大学生が参加し、お手伝いや子どもたちとの交流を通じ、地域の大人が子どもの健全育成に関わる喚起のひとつといたしました。

文化事業では、11月3日に第58回村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは子どもから大人までの13団体2個人が舞台発表をされました。

オンステージの中では、文化奨励賞等の表彰と共育の日事業実行委員会による共育宣言を行っております。

作品展示事業では、村民の皆さまの作品のほか、川越市の児童絵画展も参加をいただき、広いジャンルでの作品が多数出品されたほか、文化月間事業では、ピアノコンサートなど5団体5事業が実施されております。

企画運営でも、多くの村民の皆さまの協力を得ることができ、盛大に終了したところです。

交流事業関係では、川越市訪問交流事業の派遣には中学1年生10名、青少年国際交流エルマ市への派遣には中学2年生9名の派遣を決定しております。

図書館事業では、11月19日に、絵本作家の川端誠氏をお迎えし、中札内小学校と上

札内小学校で絵本ライブを開催し、図書館ボランティアの皆さんのご協力もいただき、児童との絵本を通じた交流を図りました。

体育関係事業では、９月２０日には村民スポーツゲートボール大会を、１０月６日には村民登山会を終え、１０月１４日には快晴の空の下、１２７名の参加をいただき、ファミリーマラソン大会を実施しております。

中札内交流の杜では、１０月２７日に総合型地域スポーツクラブ、ピータンススポーツクラブの主催で、交流の杜まつり２０１３を開催しました。

エアロビクスやコーディネーショントレーニングのほか、ゲームなども取り入れ、８７名の参加をいただき、健康スポーツ等への取組み喚起の機会としております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第６ 請願第 ８号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める請願

◎日程第７ 請願第 ９号 ２０１４年度地方財政の確立を求める請願

◎日程第８ 請願第１０号 平成２６年度畜産物価格決定等に関する請願書

◎日程第９ 陳情第 １号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第６、請願第８号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める請願、日程第７、請願第９号、２０１４年度地方財政の確立を求める請願、日程第８、請願第１０号、平成２６年度畜産物価格決定等に関する請願書、日程第９、陳情第１号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを一括して議題にいたします。

ただいま、議題となっております請願第８号及び請願第９号の２件については、会議規則第９２条第１項の規定により、所管の総務常任委員会に、請願第１０号及び陳情第１号の２件については、所管の産業常任委員会にそれぞれ付託をします。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告を願います。

◎日程第１０ 報告第５号 平成２４年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第１０、報告第５号、平成２４年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条第１項の規定により、中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上松教育長。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

平成２４年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条第１項の規定により行い

ましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細については、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を大和田教育次長、お願いをいたします。

○教育次長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理執行状況について、点検、評価を行い、報告書を作成しました。

今回、別添黒ナンバー6の報告書を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告するものでございます。

教育委員会では、点検、評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うにあたりましては、教育に関し、学識経験を有するものの知見の活用を図るとされておりますことから、前の中札内村教育長から指導助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この平成24年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書については、報告済みといたします。

◎日程第11 議案第58号 中札内村の基本構想について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、議案第58号、中札内村の基本構想についてを議題にします。

この議案は、議長を除く7名による第6期中札内村まちづくり計画審査特別委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から委員会報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋第6期中札内村まちづくり計画審査特別委員会委員長。

（北嶋信昭第6期中札内村まちづくり計画審査特別委員会委員長登壇）

○第6期中札内村まちづくり計画審査特別委員会委員長（北嶋信昭君） 委員会審査報告書。

平成25年9月4日開会の9月定例会本会議において付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

議案第58号、中札内村の基本構想について。

2、経過。

審査は11月8日、25日の2日間、委員及び村長、副村長をはじめ各課長等の出席を得て審査を行いました。

その内容については全員による委員会でありますので省略いたしますが、11月25日

午後１時５６分審査を終了し、閉会いたしました。

３、決定。

原案可決とする。

○議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

第６期中札内村まちづくり計画審査特別委員会は、議長を除く全員の委員会ですので、委員長の報告に対する質疑、討論は省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第５８号、中札内村の基本構想についてを採決いたします。

この議案に対する委員長の報告は原案可決です。

委員長報告の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第６７号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について

○議長（高橋和雄君） 日程第１２、議案第６７号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

更別村と共同で設置している指導主事については、設置当初の覚書で３年ごとに交互に執務を担当することとしており、更別村が今年度で３年の執務を終えることから、平成２６年度から本村を執務担当村とするよう規約を変更するものです。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、大和田教育次長、お願いいたします。

○教育次長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

本提案は、学校教育に関する専門的事項の指導のため、更別村との共同で設置している指導主事が、今年度で３年目を終えることから、提案説明の通り、３年ごとに執務担当村を交互に担うとされており、平成２６年度から中札内村がその任務を担うよう規約を変更しようとするものです。

議案４ページをお開き願います。

規約変更の内容ですが、第３条では、執務場所及び庶務を担う村を更別村教育委員会事務局から中札内村教育委員会事務局に変更しようとするものです。

このことに伴い、第４条では、第１項で候補者は中札内村教育委員会が専任すること。

第２項では、指導主事に欠員が生じた場合の通知について、中札内村教育委員会が更別

村教育委員会に行うことに変更しております。

次に、第5条では、第1項で指導主事に要する経費等は、中札内村の予算に計上すること。第3項では、更別村が負担金を中札内村に納付するよう変更しております。

次に、5ページをお開き願います。

第7条では、決算認定について、中札内村議会に付し、その結果を更別村に報告すること。

第8条では、指導主事の身分の取扱いについて。

第9条では、指導主事の給与等について、中札内村の条例その他の規定を適用するよう変更するものです。

附則で、この規約は平成26年4月1日から施行するものとしております。

この後、更別村と本村議会で変更内容について決定をいただけたら、告示後、北海道知事へ変更届けを提出し、そのことを指導主事の身分等の根拠とし、新たな指導主事人事を取り進めるものです。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第67号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点だけ確認しておきたいのですが、逆に言えば、3年前は更別村議会でこういった議決をしたと思うのですが、その時との大綱的には変わらないのかなというふうにちょっと今説明聞いていたのですが、何か変わった点があるのであれば教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 内容については、今説明の通り、執務場所の変更のみですので、中の大綱については変わったものはございません。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 1点だけ。

これから先生の選考に入っていくのでしょうか、今、更別に在住していますけども、来年4月から、基本的には中札内に住んでもらうという考え方で進むのか。

そこら辺について、考え方決まっているのであれば、教えてください。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 来年4月からは本村の職員として採用することになりますので、本村居住を原則として人事を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第67号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 6 7 号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 7 号は原案のとおり可決されました。

それでは、15 分ほど休憩をとって再開をしたいと思います。

暫時休憩をします。

10 分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（高橋和雄君） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第 13 議案第 68 号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 14 議案第 69 号 中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 15 議案第 70 号 中札内村スクールバス管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 16 議案第 71 号 中札内村公民館条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第 13、議案第 68 号、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 14、議案第 69 号、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 15、議案第 70 号、中札内村スクールバス管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 16、議案第 71 号、中札内村公民館条例の全部を改正する条例の制定についての 4 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村公民館改修工事終了に伴うリニューアルにあたり、名称変更等、中札内村公民館条例の全部を改正しようとするものであり、その名称変更に関連する、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例、中札内村放課後児童クラブ条例及び中札内村スクールバス管理条例の一部も併せて改正しようとするものであります。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださ

いますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、大和田教育次長、お願いいたします。

○教育次長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

議案番号順が前後しますが、先に議案第71号、中札内村公民館条例の全部改正について、ご説明をさせていただきます。

中札内村公民館は、今年度、耐震改修のほか、内外装、設備等のリニューアル工事を実施しておりましたが、11月末には工事を終了し、工事検定後の引き渡しを待つ段階となっております。

平成24年度春から、上札内周辺行政区、老人クラブ寿会、放課後児童クラブ保護者などとの改修工事の内容協議に合わせて、公民館機能は文化創造センターが中心とし、担っていることや、公民館が地域の交流拠点施設としての役割が大きいなどの現状から、名称変更についても、上札内交流館に変え、地域活動の拠点施設として新たにスタートをすることといたしました。

議案13ページをお開き願います。

条例名は、上札内交流館設置条例とし、第1条では、公民館条例での目的に加え、地域のコミュニティ活動を促進するとともに、研修の場を提供することにより、多様な交流を促進し、教育の振興と地域の振興発展に資するための目的を追加しております。

第2条では、名称を上札内交流館としております。

第3条では、事業として、第1項第4号の地域住民の自主的な活動及び相互の交流活動の場の提供に関するものを追加し、第5号では、各種宿泊研修の受入に関するものを追加し、宿泊施設としての活用を明確させております。

14ページ、別表では、これまで主に放課後児童クラブが使用していた2階の研修室の名称を多目的室とし、住民研修の事業のほか、宿泊事業での活用も図ろうとするものです。

記載にはありませんけれども、そのほか、公民館条例から大きく改正したものは、禁止行為として制限のあった営利事業への援助、特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教を指示、教団を支援することの条文を廃止し、他の公共施設と同様の活用を可能にしたことと、社会教育法の位置付けであった公民館運営審議会に関する条文をなくしたことであります。

なお、廃止する公民館運営審議会の機能につきましては、現存する文化創造センター運営審議会に補おうとしようと考えております。

附則にあります通り、この条例は、平成26年1月1日から施行しようとするものです。

次に、公民館条例の全部改正に伴い、関連する条例の改正について、説明申し上げます。

黒ナンバー13、議案関係資料で説明をさせていただくので、ご用意をお願いいたします。

議案関係資料1ページ、議案第68条、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、又は廃止に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条、公の施設についての独占的利用に関する議決対象機関を定める、第1項第2号の公民館を上札内交流館に改めるものであります。

施行は、上札内交流館と同じ平成26年1月1日からとしております。

次に、2ページをお開きください。

議案第68条、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例、新旧対照表ですが、第2条の放課後児童クラブの位置で、上札内放課後児童クラブの位置、中札内村公民

館内を上札内交流館内に改めるものです。

施行については、本条例についても、平成26年1月1日からとしております。

次に3ページ、中札内村スクールバス管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表ですが、第2条の使用目的のうち、第1項第4号の公民館活動を社会教育活動に改め、社会教育活動で総括される第5号から第7号を削り、以下の号を繰り上げるものです。

以上で、中札内村公民館条例の全部改正と、関連する議案の一括の点に関する補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今回、公民館から交流館ということですが、名前の決まっていた経過というのかな。どんな形でこういう名前になっていったのか。

住民からのいろんな意見ももらったのかもしれませんが、そこら辺の経過についてということと、交流館の使用料の関係、公民館と同じ使用料なのか。

そこら辺どうなるかということですね。

今回出された教育委員会の事業の評価の中では、25年度に使用料の見直しをするというふうに出ていましたので、そこら辺、使用料の関係どうなのかなってということで、この2点について伺います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） まず、名称の決定の経過ですけれども、教育委員会からの提案は、公民館という名称については、先ほどの説明でもお話している通り、事業自体が文化創造センターを中心に行われているということで、どちらかというと上札内地域での活動拠点施設としての活用が多くなっているという現状から、公民館という名前を廃止したいということでの提案はさせていただきました。

特に上札内行政区の全体の意見として、上札内という言葉が名称の中に入れてほしいという要望が強くなりましたことから、特に上札内行政区を中心とした協議の中で、上札内、そして地域の拠点としての交流施設ということで、上札内交流館という名前に決定をした経過がございます。

あと、使用料については、今回のリニューアルに合わせて、宿泊室については定数の減などかなり拡大した使いやすい形にしておりますので、一つの使用料の転換の変更の見直しの時期というふうに考えております。

ただ、今、消費税のアップの関係で、全ての公共施設の見直しについての検討がされておりましたことから、それに合わせて、公民館の内容についても審議をいただきました。

特に部屋等の利用料については、先ほど、村長の執行状況の中でもお話あった通り、値上げしないという方針が出ましたので、宿泊機能の部分について、一部クリーニング等の実費については負担を強いるべきということと、子どもと大人の区分もありませんので、そこについては、大人だけの利用団体もありますことから、見直しが必要ではないかということで、今、1月に総合行政推進委員会の中で、使用料の検討を行っていただけるように準備をしているところです。

前後になりますけれども、今現状で提案している使用料については、現状の公民館の使用料と変わっておりません。

○議長（高橋和雄君） 3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） そうすると、多分ここだけではなくて、使用料等審議会、今という、総合行政、ここで総合的に検討しているという。

わかりました。

例えば、かなり昔は公民館、いろんな制約というのが、今回はずしたということですけども、例えば、いろんな、営業とか宗教行事、宗教団体が宿泊で使ったり、考えられると思うのですけども、そこら辺、一切そういう制約はなくなったということなののでしょうか。

そこら辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） もともと公民館という位置付けであると、社会教育法の中の規制がありました。

それについても、数年前にかなり緩和されていて、幅広く使える状況に改正されております。

今回、先ほど説明でも申し上げた通り、禁止事項の条文があったところは削りまして、他の公共施設と同じように、営業活動もできないわけではなくて、使用料等納めれば使えるという環境もありますので、公共施設としての一般的な常識な範囲の制限を超えるもの以外については、幅広く使っていけるということになります。

特に、今、ご質問のあった宗教等に関することについても、その整理は一切、今、公の施設ではありませんので、公民館についても、そのことについては削除をし、今後、利用可能な状態に変えていくという条例の改正であります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑ございませんか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、1、2 点聞きたいと思いますが、今も名称の関係の話がありました。

昨年新聞報道というのですか。報道があったわけですけども、さっきから言われるようなことで、教育委員会として地域の拠点施設にしていきたいと。

さらには、名称については、公募して親しみやすい名前にしたいということで、私は報道したのを見ました。

結果的に、同じ名称になったかもしれませんが、それぞれまちづくり条例等々から村民参加の村づくりの観点からは、やはり公募をする中で決定したほうがよかったのではないのかなという気がしますので、そこら辺の考え方なども聞きたいというふうに思います。

さらには、あと、運用の関係ですけども、特定政党あるいは特定宗教等については、今、答弁ありましたので大体わかりますが、そうしますと、ほとんどの団体というのですか。そのグループとかっていろいろあるかと思いますが、ほとんど使えるようになるのかなというふうに、説明を聞いていると理解をするのですが、一つには、村外者についても、以前、公民館も広がったですから、この辺もいいのかというふうに思いますのと、何名以上というのですか。

例えば、5 人以上なのか 10 人以上なのかという問題もありますよね。

例えば、あまりないと思いますけども、3 人程度で利用したいとか、そんないろんなケースがあると思いますけども、そういったガイドラインというのですか。そんなこともあらかじめ規則が出てきていませんから、ちょっと想定はしづらいのですけども、現段階で、例えば、そんなことについては、どんなふうに考えておられるのかなという点と、あと、

使用料の関係については、使用料等審議会で煮詰めていくということですが、小中高生等についての公民館については免除していたのかな。ここら辺については、どんなふうな考え方をしておられるのか。

その辺について伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） まず、1点目の名称については、当初、公募によるということも一つの案として考えておりました。

それについても、地域の方々とお話し合いをしてきたのですが、結果的に公募での決定となると、いろいろな、その中から選ばなければならないという限定のときに、果してその地域の人が望むような上札内と付くような名前の案が出てくるかどうかという心配もありましたので、昭和51年から地域に馴染んで使われてきている建物ということもありますので、地域の意思を反映することが一番いいだろうということで、公募によらない地域との話し合いによる決定とさせていただきました。

2点目、運用のほうでの人数制限、特に宿泊に関して、1名ということでも対応するかということの意味も含めてだと思っておりますが、これまで人数制限はしてきておりませんでした。

今、規則の改正についてもありますので、そういった効率的な観点からすると、制限も必要なのかもしれないということもありますので、少し、この後、条例が決定いただけたら、規則改正の中では、その辺もまた教育委員会の中の議案として審議をして決定をしていきたいというふうに考えております。

3点目の免除関係ですが、現在、村内の高校生以下は全て免除という、公共施設の使用料の全体での言葉の中で、一括りにされていますことから、一般の部屋利用と違う、宿泊についても全て0円で免除できるという形になっています。

ただ、どうしても止まると、経常経費のほかに、クリーニングという実費が発生するのですね。

宿泊という大きな公共施設の利用の中で、そこまで減免することが、本当に受益者の負担の範囲としてどうなのかという議論をしております。そのことについても、一部、クリーニング程度の負担についても、諮問をさせていただいて、審議をしていきたいということでの、今、原案を練っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 私、聞こうと思ったことが、黒田議員から質問があり、理解した部分がありますけれども、1点だけちょっと、私気になることがあるのですが、交流館の使用料の中に、葬祭は全館の使用を認め、連続二日間とするということになっていて、どの部屋を使っても、その使用料、葬祭の場合、4万8,800円。

例えば、宿泊するのに宿泊室を利用したとしますね。2階の、そこに、例えば、泊まったとしても、そのお金の中に入るのかどうか。

それは別と、今ちょっと、黒田議員の説明の中に、その施設を利用したときには、宿泊に使う寝具の洗濯料が必要になるので、それは後日考えるというような内容の答弁があったと思うのですが、こうなると、そこに寝たいと。使用したとなると、その関係はどうなっていくのかなと思いますのでお答えください。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 私の知り得る範囲では過去にそういう例はないので、実績からのご説明はできません。

ただ、今、保健センター等の葬祭での使用料と合わせながらの設定ですので、保健センターで宿泊される方は、寝具等は自分の負担で持ち入れて泊まっているという現況から考えますと、宿泊施設については全館の部分から外れるものと考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） そうすると、保健センターの場合は、泊まるというような前提が、あそこの保健センターにはないですけれども、今度、交流館となったときには、あそこの施設全部というような位置付けをしたならば、やっぱりそこも使えるのだという理解になるのではないかと私は思うのですけれども、その点どうでしょう。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 全館の範囲の括りというのは、例えば、事務所とか学童で使う部屋とかということでの、公民館機能としての一般開放に供する部分というのは、やはり区分されるべきだと思うのですね。

今で言う公民館の一般利用に供するところは、講堂、和室、2階の研修室、調理室等が範囲だと思いますので、全館ということはそういうことでの扱いになっているものというふうに考えております。

もし、その辺、不足でありましたら、規則等の中で謳うこともできますので、明確にする必要があるという判断であれば、その辺も併せて整理をしていきたいというふうに、今、考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 今に関連してなのですけれども、保健センターの使用料とほぼ同じというこんな説明がありましたけれども、あそこで葬式やった場合については、2階あるいは大きい畳の部屋かな、あそこで通夜ということで布団、それぞれ借りてやっていますよね。

上札内の状況を見ますと、ちょっと和室で寝れる状態になるのかな。

それができないとすれば、当然あそこに宿泊施設あるので、シーツ代については実費払うことは必要だけでも、宿泊施設あるわけだから、全館使用料の中に入れることが保健センターとの横並びというのかな。そんな一般的な考え方ができるのかなというふうにちょっと私なりに想定するのですけれども、どんなことなのでしょう。

ちょっと考え方を聞きたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 葬祭での使用料の決定というのは、お寺さんの使用料と比較しながら、極端にそこが安くならないようにということでのベースで設定しているので、今おっしゃるとおり、保健センターと公民館では、その使用する面積、部屋数でいくと差があると思うのですね。

だけど、ベースがそういうことで、あまり安くしすぎてお寺に負担かけないということでの設定が基準となっていますので、そこの面積のところは少し差についてはそういったご理解をしていただきたいと思います。

大きさによって金額を変えるということはないということは、まずご理解いただきたいと思います。

宿泊については、ご質問にあった通り、和室を使って宿泊することは可能です。

もちろん講堂が斎場として使われるのであれば、そこについても宿泊することは可能だと思いますが、それを超えて、もし宿泊室も使いたいということになれば、貸していくことにはなと思うのですけれども、その使用料の扱いのところで、先ほど申し上げた通り、やはりそこは一般開放に供する部分と、少し区分が必要というふうに考えておりますので、先ほどのような答弁をさせていただいたところです。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質疑お願いをいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第68号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、中札内村スクールバス管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号、中札内村公民館条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第72号 中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第17、議案第72号、中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村ファミリースポーツセンターに場所を置いていた子育て支援センターが、中札内きらきら保育園の開所にあたり移転したことから、未利用となった部屋をミーティング室と定め、一般利用に供するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を、大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

子育て支援センターの移転により、旧教育委員会事務所であった部屋の一部が空き室になることから、一般の利用に供するため、使用料を定めようとするものです。

議案関係資料4ページをお開きください。

中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例、新旧対照表ですが、別表の使用料算定表の中、本館、催事の最後の行に、ミーティング室を追加し、1時間あたりの使用料を200円と定めようとするものです。

使用料の根拠ですが、ミーティング室面積は約59平方メートルで、現在、使用料が200円である和室（小）と、300円である和室（大）や第4トレーニング室などとの中間に位置する面積ですので、会議の和室（小）に合わせた200円としようとするものです。

附則で、施行日は平成26年1月1日とし、供用開始を予定するものです。

以上、補足説明は終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第72号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） このファミリースポーツセンターの子育て支援室が移動したことによって、そこが空き室になったので、ミーティング室ということで皆さんに使用してもらおうということですが、このミーティング室の使用人数は、2人から3人からでもいいのか。

それと、あともう一つは、このミーティング室で、例えば、音楽など、そういうような音を出すような、そういうようなことにも使えるのかどうか。

その2点についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 他の公共施設の貸部屋とも共通するのですが、人数の制限はいたしておりません。

1人でも10人でも、1時間あたり200円という設定ですので、そこは使用者の判断に委ねるものです。

それと、体育以外の利用ですが、体育館の部屋も社会教育の全般的な利用については、これまでも私用として使われている実態もありますので、そこを妨げるという考えはありませんので。

環境的に、音楽という言葉がありましたけれども、他の迷惑にならない程度の範囲であれば、積極的にいろんな場面で使っていただければというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第73号 平成25年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第19 議案第74号 平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

- ◎日程第 2 0 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 1 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 2 議案第 7 7 号 平成 2 5 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 3 議案第 7 8 号 平成 2 5 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 1 8、議案第 7 3 号から日程第 2 3、議案第 7 8 号までの平成 2 5 年度中札内村各会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 3, 6 0 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 3 9 億 6, 2 7 0 万 9, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1 4 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 億 8, 5 4 6 万 8, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 2, 0 3 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 5, 0 3 4 万 3, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 5, 6 1 7 万 1, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 4 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 億 2, 1 7 1 万 7, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 2 7 0 万 6, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 億 5, 0 3 7 万 4, 0 0 0 円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を、高桑総務課長、お願いします。

○総務課長（高桑浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 7 番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

1 3 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、説明欄中段の備荒資金組合納付金 1 億 3, 0 0 0 万円の追加ですが、普通交付税の増加、宅地分譲地売却収入の増加により、将来の財政需要に備えるため、積立しようとするものです。

次に、1 4 ページをお開きください。

2 項企画費、2 目広報広聴費、備考欄中段の防災無線電波伝搬実施調査委託 3 5 6 万円の追加ですが、年度内に平成 2 5 年度緊急防災減債事業債を財源として、補正予算に計上を予定しております防災無線デジタル化工事のため、基地局中継局からの電波受信可能エリアの詳細調査を実施しようとするものです。

次に、1 7 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、説明欄の法外援護 4 2 8 万 4, 0 0 0 円の追加ですが、灯油価格の高騰による経済的負担を軽減するため、福祉灯油 1 世帯当たり 2 0 0 リットル分の燃料購入券を支給しようとするものです。

次に、1 8 ページをお開きください。

4 目障害者福祉費、説明欄中段の自立支援医療費 3 7 8 万円の追加ですが、生活保護を受給している厚生医療対象者の入院により、医療費が増加したことによるものです。

その下段、介護給付費 3 9 8 万 4, 0 0 0 円の追加及びその下段の訓練等給付費 1 8 2 万 4, 0 0 0 円の追加ですが、対象者の増加等によるものです。

次に、1 9 ページをご覧ください。

9 目後期高齢者医療費、説明欄の療養給付費負担金 3 7 3 万 6, 0 0 0 円の追加ですが、平成 2 4 年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴い追加するものです。

次に、2 0 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、3 目保育所費、説明欄上段の嘱託保育士賃金 8 8 1 万 9, 0 0 0 円の追加ですが、労働費からの組替えで 2 名分、育児休業代替えで 1 名分、未満児入所増加で 1 名分を追加するものです。

下段の保育所建設事業費の庁内備品 6 0 0 万円の減額ですが、入札の執行残によるものです。

次に、2 2 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働対策費、説明欄の緊急雇用創出賃金 4 5 9 万 3, 0 0 0 円の減額ですが、緊急雇用創出推進事業で、補助対象となる新卒後 3 年までの若年者の応募がなかったため減額するもので、特定財源と計上していました道補助金についても申請を取り下げ、減額しております。

次に、2 3 ページをご覧ください。

6 款農林業費、2 項農業費、2 目農業振興事業費、説明欄の青年就農給付金事業補助金 2 2 5 万円の減額ですが、事業の対象者 1 組が申請要件を満たすことができなかったことにより減額するもので、特定財源の道補助金についても同額を減額しております。

次に、2 6 ページをお開きください。

7 款 1 項商工観光費、2 目商工振興費、説明欄上段の中心市街地活性化対策事業補助金 2 1 0 万円の追加ですが、空き店舗対策事業で旧中札内生協店舗に出店したハピオ中札内店に、店舗改修費用と家賃助成相当分を補助しようとするものです。

特定財源の商工業振興基金繰入金についても同額を追加しております。

その下段、プレミアム商品券事業補助金 4 2 0 万円の追加ですが、商工会が村内の商店等における消費拡大を目的として、1 2 月に実施するプレミアム付商品券の販売に対して

補助しようとするものです。

次に、28ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、4目道路改修費、説明欄の一番下から、次のページにかけての調査設計委託521万4,000円の減額ですが、橋梁長寿命化事業の調査設計委託業務及び宅地分譲地造成調査設計、用地確定委託業務の執行残を減額するものです。

次に、29ページ、説明欄の道路改良舗装工事264万3,000円の減額ですが、元大正共栄34号道路改良舗装工事及び新生元更別東1線道路舗装補修工事の執行残を減額するものです。

次に、32ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、2目施設管理費、説明欄上段の社会教育施設工事339万1,000円の減額ですが、公民館改修工事及びからまつ館改修工事の執行残を減額するものです。

次に、34ページをお開きください。

12款公債費、2目利子、説明欄の長期債償還利子121万8,000円の減額ですが、平成14年度に、10年ごと利率見直し方式で借入を行った臨時財政対策債と減税補てん債の利率見直し及び平成24年度借入分の償還額確定に伴うものです。

次に、13款諸支出金、1項1目特別会計繰出金、説明欄の介護保険会計253万5,000円の追加ですが、介護給付費の増加に伴うものです。

公共下水道会計249万8,000円の減額ですが、下水道の各事業に執行残が出たことにより、基準外繰出金を減額するものです。

次に、戻りまして、9ページをお開きください。

歳入の主なものですが、9款地方交付税の普通交付税1億2,920万1,000円の追加は、交付額が確定し、一部を留保して追加するものです。

次に、11ページをお開きください。

15款財産収入、2項1目財産売払収入、1節不動産売払収入811万1,000円の追加ですが、宅地分譲地売払を当初予算で1区画分計上していましたが、これまで、桜ヶ丘団地、めぐみ団地、ノースヴィレッジ興農で合わせて3区画を売払いしたことによるものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いいたします。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

今回の補正につきましては、レセプト及び特定検診に係る北海道国民健康保険連合会の提供するデータベースシステムが機能強化されることなどに伴い、パーソナルコンピュータ1台とソフトライセンス使用料を追加しようとするものであります。

なお、特定財源として、道支出金の財政調整交付金を同額追加して財源調整をしております。

続いて、黒ナンバー10番、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、7ページをお開きください。

歳出の一般管理費で、需用費及び郵便料の追加をしております。

これは、現在、北海道後期高齢者医療広域連合において、26年度からの保険料の見直し作業が行われており、3月を目途に住民説明会を開催することとしておりますが、この

説明会開催に係る経費が臨時特例交付金の対象となったことから追加しようとするものがあります。

なお、6 ページ、上段の歳入で、高齢者医療制度円滑運営臨時交付金のほか、繰越金を追加し、財源の調整をしております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、黒ナンバー 9 番、介護保険特別会計補正予算について、説明させていただきます。

まず、介護保険特別会計補正予算書 8 ページをお開き願いたいと思います。

歳出から説明させていただきます。

下段、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費で、負担金補助及び交付金 1, 8 7 8 万円の増額は、施設介護サービス給付費で、老人福祉施設、いわゆる特養でございます。及び、老人保健施設の利用者の増によります増額するものでございます。

次に、1 1 ページをご覧ください。

同じく保険給付費の 4 項特定入所者介護サービス等諸費、1 目特定入所者介護サービス等諸費の負担金補助及び交付金の特定入所者介護サービス等諸費 1 2 0 万円を増額するものですが、特定入所者介護サービスといいますのは、介護保険施設に入所した低所得者の人に対して、食費や居住費を補足給付する制度でありまして、それに伴い、入所者の増加に伴い、増額するものでございます。

その下段、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、償還金利子及び割引料の 3 万 8, 0 0 0 円と、1 2 ページの 3 目第 1 号被保険者還付金、償還金利子及び割引料 5, 0 0 0 円についてですが、昭和 5 9 年度から管外の障害施設に入所していた方で、本村の 1 号被保険者なのですが、平成 2 1 年 4 月から入所していた施設が新体系に移行いたしました。

そのことにより、介護保険適用除外の施設となっております。

今般、このことが判明いたしましたので、これまで納付いただいた 2 1 年度から 2 4 年度分の介護保険料を還付加算金を付して返還しようとするものでございます。

戻りまして、6 ページをご覧ください。

歳出での給付費の増額により、その財源であります 2 段目以降にあります、3 款国庫支出金、4 款道支出金、7 ページの 5 款支払基金交付金、7 款村からの繰入金を、それぞれの負担割合に応じて増額するものであります。

その下にあります、2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金 3 6 5 万 3, 0 0 0 円で不足分を調整しようとするものでございます。

以上で、介護保険会計の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 最後になります。長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、簡易水道特別会計の補正予算について、説明いたします。

黒ナンバー 1 1 番、簡易水道事業特別会計補正予算書をご用意ください。

まず、7 ページをお開きください。

歳出の説明でございます。

一般管理費の説明欄、工事請負費 2 2 0 万 1, 0 0 0 円の減額は、札内団地跡ノースヴ

ィレッジ興農宅地分譲地水道管布設工事 156 万円、メーター機取替工事 64 万 1,000 円の執行残によるものであります。

その下、同じく簡易水道事業基金積立金は、工事請負費等の減額により 120 万 9,000 円を積立するものでございます。

その下、2 目受水費の負担金補助及び交付金 163 万 3,000 円の追加ですが、8 月から 9 月にかけての札内川上流地域の豪雨の影響による取水の高濁水の発生と、札内川灌がい施設導水管交換工事に伴い、南札内浄水場取水原水を灌がい施設へ供給したことにより、水道企業団からの受水量の増加に伴い、増額となっております。

なお、歳入のほうで、札内川灌がい施設供給分、同額 42 万 9,000 円を、歳入水道使用料に計上しております。

続きまして、黒ナンバー 12 番、公共下水道特別会計補正予算をご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

歳出でございます。

一般管理費の下水道事業費の説明、委託料、下水道調査委託費の内訳は、87 万 8,000 円の減額は、宅地分譲地下水道設計委託、下水道長寿命化基礎調査及び札内団地跡ノースヴィレッジ興農下水道設計委託の執行残によるものです。

その下、工事請負費 219 万 5,000 円の減額は、ノースヴィレッジ興農下水道管布設工事費の減額によるものです。

続いて、戻りまして、6 ページ、歳入でございますが、4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の 249 万 8,000 円の減額は、下水道事業費の委託料、工事請負費等の減額等によるものでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 全部の提案理由の説明が終わりました。

質疑は昼から受けたいと思います。

暫時休憩をいたします。

1 時から再開をいたします。

休憩 午後 12 時 03 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

日程第 18 ですね。各会計の補正予算についての提案理由の説明は終わりました。

質疑を受けたいと思います。

これから、各会計補正予算 6 件について一括して質疑をもらいたいと思います。

質疑はございませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 2、3 点お伺いいたします。

最初に、一般会計の 13 ページの一般管理費の中で、役務費として、一般廃棄物処理手数料ということで 19 万 4,000 円ありますけれども、こういった内容のものを処理したのかということと、併せて、以前からレアメタルが入っている、例えば、携帯電話ですとかデジカメなど、村としてもそれを回収していたと思うのですが、それに対してのどういう状況にあるのか。たくさん集まっていて、そのことに対して、それが売払いに

なるのか。

それとも、どういう処理をしているのか、そのことについて併せてお伺いいたします。

それと次に、次のページの14ページですね。

生活交通確保対策補助金ということで84万円ほどあります。

生活交通ですから、多分、上札内中札内の乗り合いタクシーの利用増だというように考えておりますけれども、どのような状況にあるのかお伺いいたします。

それとあともう1点、17ページの福祉灯油で、今回、約210世帯に灯油200リットルを、金額にして2万400円を灯油券で配布するというような執行報告であったかと思うのですが、そこで、灯油券だけで配布するのだというように考えていますけれども、この中には、いただく人の中に、灯油券をもらう人の中には、例えば、薪を使って暖を取っているとか、オール電化であるとかという人も中にはいるのではないかとというように想定するわけですが、そういった人もこういう灯油券で渡すのか。

そういう調査をしたのかどうかということもお伺いいたします。

以上、その3点についてお願いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の一般廃棄物処理手数料の追加の内容ですが、主には、ここで見ておりますのは、主に役場関係施設、職員のいるところが多いと思うのですが、それらのところから発生する一般廃棄物、事業系の一般廃棄物ですね。

今回、保育所の移転に伴いまして、旧保育所にありました不要なものが大量に発生したということで追加するものであります。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 併せまして、レアメタルの関係でございます。

ここの一般廃棄物の処理手数料とはちょっと関係がない部分ではありますが、昨年度から家電関係の、電話ですとか、携帯電話含めて、役場のところにボックス置まして回収をするようにいたしました。

一応、回収事業者との契約をして、それをボックスに入れたものを回収してもらうことによって、キログラム、具体的にちょっと記憶が定かではないのですが、キログラム2円程度で売払いをしているというふうに記憶しております。

後ほど調べて、もし違っていましたら、また答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 灯油券で配布ということが前提でございますけれども、中には、薪、それからオール電化の方もございますので、これまでも同様なのですが、その方たちにつきましては現金支給といたしまして、支給決定者の指定する口座の方に振り込ませていただいているところです。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 私のほうからは、生活交通確保対策補助金の関係で、利用状況なのですが、平成25年10月末現在で、利用者947名ということで、前年の10月末が1,307人ということで、240人利用者が減っているという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほど、ちょっとこの予算には関係なく、レアメタルのことについてお伺いしたのですけれども、キロ2円ぐらいでないかというような説明だったのですが、集まっている状況など、どれぐらい頻繁に集まっているのかなとか、全然あまりそれに関心がなく、全然集まっていないというような状況もちっと聞きたかったので、もしかわかれればお願いしたいと思います。

それであと、生活交通対策の補助金として利用客が少ないのだけれども、84万円のこの金額が補正されたということは、どういう内容でこのような対策補助するのかということなのですね。

便数が増えたとか、燃料費が上がったからとか、そういう理由があると思うのですよね。それについてお答えいただければと思います。

それとあと、先ほどの福祉灯油については、そういう薪ですとか、オール電化の人に対しては、現金でということのお答えでしたのですけれども、その人たちは何人ぐらいが世帯なのかということを再度お伺いします。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 乗り合いタクシーの関係ですけれども、利用が減ったというのもありますし、もう1点、利用の当初見込みがちょっと甘かったという部分もございますけれども、タクシー事業者のほうに聞き取りも行ったところ、中札内に在住していたみのり園に行かれていた方が、かしわ荘に入ったとか、あるいは、上札内地区にお住まいの方が、例えば、ポロシリ大学ですとか、趣味で中札内市街に出てくる方が固定で利用されていた方が、利用が少なくなったということもお聞きしていますし、あと、関連しまして、移送サービスのほうの利用に移行したのではないかとということもちょっと考えられたものですから、聞き取りしたところ、移送サービスについても、平成24年10月末で639名利用していたのですけれども、今年の10月末でいきますと、483名ということで、156名ということで全体に移送サービスのほうも落ちていたということもありますので、先ほど申し上げました乗り合いタクシーの回数が減っただとか、固定で利用されていた方が利用されなくなったということが主な内容かと考えております。

タクシー事業者につきましては、1回乗車しますと150円という収入が入るのですけれども、利用客が減りますと、その150円の数分の収入が減るものですから、村としてその補てん分を補助金としてお出ししているものですから、収入も落ち込んでいるためかと思えます。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 売払いの金額と、あと、回収状況、何キロということです。

平成24年の10月から小型家電の回収やり始めましたので、今のところ24年の決算でしかちょっとまとまっていません。

24年度の決算では、回収されたのが128キログラム、ただし、これはレアメタルの重さではないです。その回収したものの重さです。

回収の売払収入になるのは、キログラム当たり、先ほど2円と言いましたけど1円の間違いでした。

ですので、128キロ掛ける1円、つまり128円ということになります。

収集運搬についてはすべて事業者が無償で行っていますので、それに係る経費はございません。

窓口のところにボックスを置いて、そこに住民の方に来ていただいて入れてもらうとい

うことでございます。

回収業者が、その集まった小型家電の中から、レアメタルを抽出して、それを売払うということになるのでしょうか。

そういう形になってございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 福祉灯油の、薪、オール電化の方はどのくらいかということで、この申請についてはこれからでございますので、確定した数字にはなりません。

ただ、前年の場合ですと、44名の方がオール電化、薪等の方で現金支給させていただいております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） だいたいわかりましたけども、先ほどの生活交通対策補助金で、ちょっと私理解できなかったのですけれども、契約金額があつて、その利用が少なければ、その分を補てんするというような事業なのですね、というように私は理解したのですけども。

そうすると、利用者が少ないがために、その目標金額が、タクシーを運営している人が、目標金額にならなかったために、その分を役場が補てんするという私の理解をしたのですけども、そういう理解なのかしら。ちょっと私、なぜ84万円が必要だったのか、ちょっともう一度説明してください。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 今、ご質問にありましたように、補助金の算定に当たりまして、かかる経費から収入になる1回の乗車150円というのを差し引いて、不足分を村が事業者に補助金を出すという仕組みで、この補助をしております。

当初の見込みにつきましては、昨年の実績などを考慮しながら積算をしたのですけれども、先ほど中道補佐からご説明をさせていただきましたように、大幅に利用者が減ったということで、その分の収入が少なくなったので補助金を多く出さなければならなかったというのが一つです。

さらに、当初予算の積算段階で、積算に少し不足があったということもありまして、その収入の減に加えまして、本来であればもう少し多く計上すべきだったものを、少し少なく積算してしまったというのが二つ目の理由であります。

○議長（高橋和雄君） 3回でございますので、男澤議員の質問は終わりたいと思います。

そのほか、質疑ございませんか。

4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 福祉灯油の件なのですが、多分、以前から問題になっていると思う。福祉灯油、当たるか当たらないかというのは、前年度の所得が対象になっています。

最近は基本的に年金生活で、あとは就労対策等で頑張っている人が結構いらっしゃるのですが、たまたま去年は、通年通して仕事が当たったと。けども、残念ながら、今年はそうはならなかったというようなことも結構見受けられます。

そういう人が、今年、申請をすると、去年の所得があつたから今年だめですということになるのですね。

これは、制度というのはどこにでもこういうラインがあつてやむを得ないのだけれども、聞いてみると、これはそもそも村が苦しい人を助けるための制度なのだけれども、そういう人に見てみると、なんだ結構村って冷たいな、という雰囲気にもなっているのですね。

何とかならないかということで、例えば、各地区に民生委員とか、その地域に事情に詳しい人、社会的に見ても、行政から見ても信頼のできる人。

僕が思いつくのは民生委員なのですが、そういう人の紹介で、ちょっとこれ再検討してみてくれないかというようなことは考えたことはなかったのかということ。

例えば、そこまでして、民生委員の添え状まで付けて、今年は苦しいのですということであれば、結果として、たまたま収入あったという場合には、返すということは実際可能なのかどうか分かりませんが、そういうことも含めて、いまいち検討できないものかどうか。

いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 笠松議員のおっしゃられるのは、よく現実の話で理解できます。

ただ、私どものほうとして、こういう扶助というようなもの、助成というものを考える場合に、一番のことは平等性というものを考えさせていただいております。

そんなことで、たまたま、この制度につきましては、市町村民税の非課税の世帯であること、というのがまず第一条件でございます。

ですので、課税世帯か非課税でまず判断されます。

そして、高齢者世帯か障がい者世帯かというようなそういうところでさらに決まっていくということで、その基準のやつを曲げて、今現在はお金はない、だけど、前はあったけれども今現在はないのだから何とかしてくれというやつでいきますと、その状況や何かは理解はできるのですが、では、その方もそうでしょうけれども、程度の違う方が、俺もそうなのだから、俺も去年に比べたら所得は低いよと。

あいつよりも俺のほうが高いぞだとかという、そういう論理がどんどん出てきてしまいます。

それを誰が整理するのかというと、いくら民生委員だとか区長さんであろうが、公平にやろうと思っても全くそのことに対する対応できるものではないと思いますので、こういう私どもで言ったら、実施要綱という基準をつくらせていただいて、それに基づいて実施させていただいているところでございますので、なかなか公平性を保つ場合の中で、現実的に助けることができないというそういう場合があるのかもしれませんが、その辺はご勘弁願いたいなと思っておりますのでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと1点だけ。

20ページの嘱託保育士の賃金、880万円。

ちょっとさっき聞き漏らしたのです。早く説明あったものですから。ちょっともう1回、具体的な内容、労働費云々とか何か言っていたけど、具体的にどういうことなのか。

ちょっと自分で理解できなかったのですが。

去年だか、一昨年の補正予算のときも僕質問しました。

今の時期に、本当に880万円というのはどういうことなのか。

あと3カ月ちょっとしかない中で、どういうことなのかちょっと理解に苦しむのですけれども。

これだけこれから嘱託雇うとなれば、5人とか6人とかそういう問題でないような数字

なのですよね。

そこら辺について、具体的にちょっと説明をしてほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、この881万9,000円の内訳でございますけれども、これの半分の459万3,000円というのが、次のページ、22ページをご覧くださいと思います。

ここで、三角になっておりますが、緊急雇用創出賃金というもので、ここを減額してございます。

と言いますのは、嘱託の方を2名募集していたのですけれども、その方、たまたま採用はしているのですけれども、1回退職されてから3年以内、新卒して3年以内の方ですと、この緊急雇用の対象になったのですけれども、今回の方、お2人入られた方は3年以内ではなかったものですから、この制度を活用することができませんでした。

ですので、まずこのところの400万円というのは、1回落としまして、私どものほうの保育業務のほうの賃金にまず半分入れさせていただきました。

ですので、これは組替えだけの話での450万円という形になります。

そして、残りの半分でございます。

この1人につきましては、実は途中でおめでたという形で育児休業に入られる方が1人おりましたので、その代わりに、代替えの方を1人確保いたしました。

そして、あと、入所者が、特に未満児さんが増になりましたので、その方の部分を1人増をさせていただきました。

その分、お2人ということで合わせて、881万9,000円の増という形になります。

ですので、これから入れるというわけではなくて、今まで雇用していた分の予算の財源調整等含めてのものでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何となくわかりました。

ただ、4百何十万円、これ、代替え2人。

今の説明では先食いをしていたということなのかな。

であれば、やっぱりもっと早く予算提案すべきでないかなと、僕は思います。

これは、去年だか、一昨年僕も言ったのですけども、あまりにも期間のない中で、この時期の400万円も出てくるといって自体どうなのかなというように、予算の提案の仕方として非常に疑問に僕は思います。

ここら辺、事務を総括する副村長あたりとして、こういう提案の仕方が正しいのか、どうなのか。

そこら辺の考え方について、副村長からも答弁いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 今、ご説明をさせていただいたことで、振り替えた分については、制度を有効に使おうということで、なるべく最後まで引っ張ってきたのですが、ちょっと現実的に対象にならなかったということで、そこはご理解をお願いしたいと思います。

ただ、もう1点については、おっしゃる通り、総計予算主義の基本的な考え方から言えば、できるだけその事案が発生した直近の議会で補正予算を計上させていただくのが本来的な筋だというふうに認識をしておりますので、ご意見踏まえて、ほかのこと、総体的にそうなのですが、予算の適正な執行管理ということで、今後、十分意を配していきたいと

いうふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、何点か伺いたいと思います。

まず、11 ページの上段ですが、宅地分譲地売払ということで、説明聞いていますと、各団地3 区画売払いたものが8 1 1 万1, 0 0 0 円ということですが、残り、団地ごとの区画数というのかな、教えていただきたいというふうに思います。

それから、23 ページのこれも説明欄の上段のほうですが、農業担い手育成センター交付金5 0 万円の減額ということでございますが、ちょっと調べると、当初1 7 0 万円の予算のところ、大きく5 0 万円減額というこんなような状況なのですが、特徴的にどういう形で減額になったのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、26 ページ、中心市街地活性化対策事業補助金、これも本年度の予算委員会で何とか支援すべきでないのかということで質問した事項だと思いますが、説明では空き店舗対策ということで、ハピオに2 1 0 万円補助金を出したということで説明がございましたが、その中身ですよね。

どういう形で2 1 0 万円の補助をしたのか聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、その下のプレミアム商品券事業補助金、去年は実施していなかったのかな。

平成2 2 年度に4 0 0 万円程度、調べてみると補助をしていたということで、あまり内容が変わらないのかなとは思いますが、改めて事業内容について伺いたいのと、その主催者というか、事業主体ということで、今までは商工会が中心でその加盟店ということで多分実施をしていると思いますが、その辺のことも含めた内容について伺いたいと。

とりあえず、その関係お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 宅地分譲地の現在の残区画数ですけれども、あけぼの団地が1 区画、めぐみ団地が1 区画、ノースヴィレッジ興農が7 区画となっております。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） それでは、私のほうから、まず最初に、農業担い手育成センター5 0 万円の減額についてです。

農業担い手育成センター1 7 0 万円につきましては、事務委託しています農協に対して1 0 0 万円、それと、その他7 0 万円につきましては、事業に対する助成として交付しております。

その事業の中身ですけども、農業実習生を受け入れした場合、農業実習生に対しての住宅などの助成金、それと、就農実習生に対する雇い入れ農家に対する助成等に充てております。

平成2 5 年度につきましては、この農業実習生の受入が募集したところありませんでした。

この分が必要なくなったため、この1 2 月において5 0 万円減額させていただきました。

続きまして、中心市街地活性化対策についてですけども、これにつきましては、今議会において補正して、これから支出になります。

流れといたしましては、進出前までに出店計画を出していただきまして、その後、支払実績等が済んだ時点で補助金交付申請書になります。

出店者申請につきましては、商工会を通じて村のほうに上げる形になっておりまして、その承認は6月に、すでにこちらのほう、承認しております。

今回、支払いが生じる見込みとなったことから補正したわけなのですが、内訳といたしましては、まず1点、店舗改修費の2分の1以内、限度額150万円。

それと、家賃の補助、これは家賃の2分の1以内、限度額5万円としております。

予算化いたしましたのは、改修費が150万円、月額家賃のほうで60万円みております。

実際、交付につきましては、今回、このハピオにつきましては、改修において、支払をリース契約、複数年間のリース契約しておりますので、支払いが実際改修終わってすぐではなくて、年度末近くに支払いが発生いたします。

今回、12月に、私ども、予算化いたしまして、支払いは3月になる見込みでございます。

続きまして、プレミアム商品券についてです。

昨年は商工会設立50周年記念事業という形で、12月に実施しております。

今年度につきましては、1万円当たりの額面が500円、これは従来と同じです。

発行総額が2,400万円、1組当たり24枚を単位といたしまして、1万2,000円相当分を1万円で販売いたします。

プレミアム率は20パーセントでございます。購入限度額は1人2組まで。

予定ですが、発売につきましては、12月20日以降を予定しております。

交通弱者対策を考えまして、昨年同様、上札内地域においても販売いたす計画でございます。

利用期間につきましては、発売日から、今年は3月末日まで、期間を長めに取っております。

主催につきましては、これまで同様商工会でございます。

このプレミアム商品券のほかに、独自の事業といたしまして、これまでも行っているのですが、クーポン券事業、これは参加加盟店のほうで割引ですとかサービスを提供するものです。

そのほかに、スタンプラリー事業、この二つの事業を期間限定で行う予定でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 農業担い手育成センター、わかりましたけども、実習生がなかったということなのですが、PRの仕方というのかな。そんな形で、不足していたからなかったとかって、何かそんな、もっと努力すれば、この実習生も応募になったのではないかという気がするのですが、そこら辺の努力したことについて伺いたいというふうに思います。

それと、プレミアム商品券の関係なのですが、例年商工会ということで多分実施してきたことなのですね。

それで、私が申し上げたいのは、商工会だけでなく、消費者としては商工会加盟店はもちろんのこと、農協の各店舗、あるいはまた、ハピオ、コンビニに行って買い物している方々も結構多いのですね。

そんなことでの消費者の販売拡大、さらには、村内各店舗の売上向上と地域経済、商店街全体の活性化を図ると。そういうことで、商工会加盟店だけではなくて、ただいま申し上げた他の事業所にも呼び掛けをする中で、執行すべきであると私は考えておりますが。

ちなみに、10月だったと思うのですが、報道によりますと、池田町については、商工会から要望を受けた町が、プレミアム相当分を上乗せをして、商工会と、ここは二つのJAがあるわけですが、そこでつくるプレミアム商品券発行実行委員会というところへ補助を実施していると、こういう報道がありました。

また、その本町については、いちまる、ふくはら、一部コンビニでも使えるという、こういった報道がされているわけですが、冒頭言ったように、商工会だけでなく、そういった呼びかけて執行すべきであるというふうに思いますが、提出者である村長はどう捉えて執行する考え方なのか、その辺お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 担い手育成センター実習生の募集についてですが、これまでは、村ホームページの活用及び北海道農業会議のほう、北海道の窓口になっておりますので、そちらのほうと連携を密にして取組んで行いました。

春先において応募がなかったものですから、さらに北海道農業公社との連携を密にして取組んでまいりました。

あと、ホームページのほうも、随時、今も夏時期も応募していますという形で取組んでまいりました。

実習生が少ない実態ですが、過去、平成14年ごろにつきましては、日本各地から20人以上来た実績があります。

当時、世相といったしまして、就職しづらいという面もあったかと思いますが、近年におきましては、そこら辺も改善されてきた面もあって、応募状況が少ない現実も一つ要因かなと感じております。

プレミアム商品券につきましては、今回につきましても、これまで同様、コンビニ、大型店、今後、商工会が実際交渉に当たるようになるのですが、例年、これまで同様に一緒に参画してもらう予定でいると聞いております。

大型店、コンビニも含んだ中で、このプレミアム商品券を取組むというふうに聞いております。

農協につきましては、この中にはこれまで入っておりませんので、組織形態が違っておりますので、入ってございません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） プレミアム商品券の関係ですが、提案者である村長に直接お伺いをしたのですが、担当課長、村長の考えで答えになったのではないかなというふうに思うのですが、ちょっとわからないのは、大型店云々というのは、私がちょっと気が付く中では、ハピオ、コンビニなのですが、答弁ではそれも入っているのかなというふうにちょっと聞こえたのですが。

それと、あと、農協も各店舗あるわけですね。給油所だとか、そのほか店舗あるのかな。

だから、そこら辺、入る希望があるのかどうかちょっとわからないのですが、そういった、先ほど言った観点からすると、一応呼び掛ける中で、消費者、あるいはまた、地域経済の活性化という面からいくと、呼び掛けすることは非常に大切なことではなかろうかと。

結果的に、その事業主体の部分が、ちょっと私のところはやれないというもので強制してやる必要がないわけですから、そんな配慮が私は必要でないのかということで申し上げます。

そこら辺がどうなのかなという気がしますので、お答えいただけるのであれば、していただきたいものだなというふうに思います。

それから、32ページの上段、社会教育施設工事339万1,000円の減ということでございます。

これは、補正で1,088万円、補正で付けた中での330万円ということで、大きく割合にすると、30パーセント以上の減額になっているのですが、そのときの計画から大幅に減にしたという理由があると思いますけれども、その辺の理由と、33ページの下の方、委託料、観葉植物・外構低木維持管理委託33万7,000円ということで、ほとんど当初予算から見ると減額しているわけですね。

さらに、その下の調光装置保守点検委託43万3,000円ということで全額減額ということですが、そこら辺の理由等についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） プレミアム商品券のことにしましては、黒田議員の意見だというふうに思いますが、もし答弁できることがありましたら出していただきたいと思いますが、ということで、意見として受け止めておきたいと思います。

あとの2点について。

大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 社会教育施設の減額の、補正のときとの比較については、ちょっと私のほうで手持ちありませんので、ちょっと時間いただいて、施設の設計のほうの積算の根拠と比較しなければ、私答えられませんので、少しお時間いただきたいと思います。

あと、2点目の観葉植物の減額については、6月議会でご説明した通り、委託先の会社が倒産されたということで、管財人のほうから売却というのですかね、そういうことで直接管理に変わったものですから、その委託については減額ということで今回終了させていただきました。

調光装置の減額については、今年度、新たに購入して、秋に設置が終わりました。

予算設定時期には、今年度のうちにも点検が必要ということの想定もされましたので、一応予算については計上させていただきましたけれども、設置の中で、その間、保守なしで維持ができましたことから、今回新たな更新になりましたので、既存の卓の点検ということでしたので、今回減額をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 1点については、あとで答弁をするということでよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議長（高橋和雄君） それでは、1点については後で答弁をいたすという、直接黒田議員に答弁をするようにしたいと思います。

そのほか、ご質疑がありましたら出していただきたいと思います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わりたいと思います。
議案第 73 号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第 73 号、平成 25 年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。
議案第 74 号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第 74 号、平成 25 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第 75 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第 75 号、平成 25 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。
議案第 76 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第 76 号、平成 25 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第77号、平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第78号、平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

12月12日まで休会とし、本日はこれで散会いたします。

延会 午後 1時49分